



POLICE Information

サイバー犯罪被害に遭わないために ～インターネットへの正しい知識と利用法～

パソコンや携帯電話、スマートフォンなどの普及に伴い、インターネットを利用する犯罪・トラブルなどの被害も増加傾向にあります。

インターネットに関する犯罪・トラブルは、「正しい知識と利用法」を身につけていけば防ぐことができるものがほとんどです。インターネットの安全な利用のため、必ず身につけましょう。

通信販売サイトでのトラブルに用心！

実在する通信販売サイトを装ったり、連絡先などを偽った通信販売サイトで商品を注文し、注文したものと異なる商品が届いたり、商品が届かず返金もされないというトラブルが多発しています。

① 確実な連絡先が掲載されていますか

通信販売サイト事業者の所在地や電話番号が掲載されていない、連絡先にフリーメールアドレスを掲載しているサイトなどを利用して、取り引きの途中で連絡が取れなくなり、返金を求めることもできなくなる場合があります。

② 振込先口座はお店の名義ですか

銀行振り込み決済の際には、通信販売サイトの事業者名や責任者名と口座名義人が異なる場合や、外国人名義の口座の場合は、十分に注意しましょう。

③ 価格が極端に安くありませんか

極端に安い価格での販売や「80% off」などの極端な値引きがされている場合は注意が必要です。

④ 不自然な日本語表記ではありませんか

不自然な日本語や、見慣れない漢字を使用している場合もあります。無関係な通信販売サイトのロゴやサイト名などを無断で掲載している場合があるので、正規ショッピングサイトかどうかURLなどを見比べて確認しましょう。

※ただし、これらに該当するサイトすべてが偽サイトとは限りません。また、該当しないサイトがすべて安心なサイトとも限りません。購入する際には、十分に注意して、少しでも疑わしい場合は利用を控えてください。

〈問い合わせ〉 高森警察署 TEL(62)0110

なんでも

南部分署

3月1日～7日 春の全国火災予防運動

全国統一防火標語 『消すまでは 心の警報 ONのまま』

この時期は、空気が乾燥し風も強く、ひとたび火災が発生すると大火災になるおそれがあります。火の元には十分注意してください。

また、火災で亡くなる人の多くは逃げ遅れです。逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置しましょう。

住宅用火災警報器について

- ・住宅火災の発生を未然、早期に感知し、警報する警報器です。
- ・平成20年6月1日から設置が義務づけられました。
- ・昼間に比べて就寝時間帯が命を落とす危険性が高いことから、必要最小限で効果の高いと考えられる、寝室に設置することが義務付けられています。

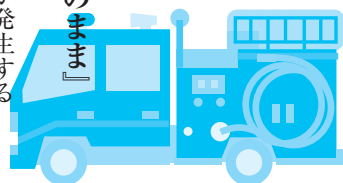
注意

※「電池切れに注意！」
定期的に作動確認をしましょう。住宅用火災警報器は電池が切れると作動しなくなります。

※「定期的にお手入れをしましょう。」
住宅用火災警報器はホコリが入ると誤作動を起す場合があります。

火災予防の7つのポイント

- ① 寝たばこや、たばこの投げ捨てをしない。
- ② 子どもには、マッチやライターで遊ばせない。
- ③ 天ぷらを揚げるときには、その場を離れない。
- ④ 風の強いときには、たき火をしない。
- ⑤ 家のまわりに燃えやすいものを置かない。
- ⑥ 電気器具は正しく使い、たこ足配線はしない。
- ⑦ ストーブには燃えやすい物を近づけない。



〈問い合わせ〉 阿蘇広域行政事務組合 消防本部 南部分署 TEL(62)9034 火事・救急 119